

# 小松市高齢者福祉サービス

★要介護3・4・5の方(入院・施設入所していない方)

R8年4月1日現在

サービス名	対象者	内容	申請・お問合せ先
家族介護用品助成券支給事業	次の①～③の要件を満たしている人 ①要介護3以上 ②介護用品が必要である ③入院・施設入所していない(グループホーム等を除く)	月額4,500円助成券交付(1枚につき1,000円の支払で900円の助成) 対象品目…大人用おむつ・尿取りパット・使い捨て手袋・清拭剤(からだ拭きを含む)・ドライシャンプー・防水シート トロミ剤・消臭,防臭剤・口腔ケア用品・ポータブルトイレ用ごみ袋 <b>(ただし,上記の対象品目は,すべて介護の用途のものに限る)</b> 年2回に分けて交付(4～9月、10～3月)	申請・お問合せ先 《窓口にて即日交付できるところ》 長寿介護課、南支所、小松駅前行政サービスセンター
訪問理美容サービス事業	次の①～③の要件を満たしている人 ①要介護3以上 ②理美容室に行くことが困難である ③入院・施設入所していない(グループホーム等を除く)	理美容師が自宅へ出張します 年3回(実施期間 4～7月、8～11月、12～3月) 利用者負担 1回 1,000円	《後日郵送にて交付》 電話、ファクス、郵送、こまつ電子申請サービス 【お問合せ先】 長寿介護課 ☎24-8053
寝具乾燥消毒サービス事業	次の①②の要件を満たしている人 ①要介護3以上 ②入院・施設入所していない(グループホーム等を除く)	寝具の丸洗い乾燥消毒を行います 掛・敷布団、毛布の3点1セット 年2回(実施期間 4～9月、10～3月) 利用者負担 1回 1,500円	

★要介護認定を受けている方(要件あり)

サービス名	対象者	内容	申請・お問合せ先
高齢者自立支援型住宅リフォーム推進事業	次の人がいる世帯で住民税非課税世帯 ※世帯分離をしても、同居であれば、その同居者全てが非課税である必要があります。 ・要支援以上(介護保険制度に準ずる)	①手すりの取り付け②段差の解消③床材の変更 ④扉の取り替え⑤便器の取替え 介護保険の住宅改修費支給限度額20万円を超える部分が対象 <b>補助限度額あり</b> <b>詳しくは担当ケアマネジャーか長寿介護課まで事前にお問合わせください。</b>	【申請・お問合せ先】 長寿介護課(給付担当) ☎24-8149
障害者控除対象者認定	・市内に在住する障害者手帳をお持ちでない 65歳以上の人 ・認知症又は寝たきりの状況が一定の基準を満たしている人	介護認定を受けている方で、障害者手帳をお持ちでなくても所得税・住民税の申告で「障害者控除対象者認定書」により障害者控除又は、特別障害者控除を受けられる場合があります。	【申請先】 長寿介護課、南支所、駅前行政サービスセンター 【お問合せ先】 長寿介護課(認定担当) ☎24-8147

★65歳以上の方(要件あり)

サービス名	対象者	内容	申請・お問い合わせ場所
日常生活用具給付事業	・65歳以上の低所得要援護高齢者でひとり暮らし 高齢者及び高齢者のみ世帯	支給品目(自動消火器・電磁調理器) 電磁調理器のみ、所得税額に応じて本人負担有り	長寿介護課(給付担当) ☎24-8149
生活管理指導短期宿泊事業	・65歳以上で日常生活に指導・支援が必要で一時的に養護する必要がある高齢者等 (介護認定を受けている人は除きます)	老人ホーム等の空部屋を活用し、一時的に宿泊し養護します。 利用期間:1年度で14日以内 利用施設:(特養)松寿園・第二松寿園・自生園・あたかの郷・愛らんど萌寿みゆきの郷・明峰の里・めぐみの里・(養護)自生園・松寿園・第二松寿園 1日 2,000円 ただし、住民税非課税世帯 500円	長寿介護課(地域包括ケア推進担当) ☎24-8168

★主に65歳以上の方(一部70歳以上、要件あり)

サービス名	対象者	内容	相談・お問い合わせ場所
<b>配食サービス事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の一人暮らし高齢者</li> <li>・高齢者のみの世帯</li> <li>・身体・精神障がい者及び知的障がい者のみの世帯</li> </ul> 上記の人で自立支援の観点からサービスを利用することが適切であると認められた人 また、収入要件(住民税非課税世帯等)を満たす人	調理が困難で見守りが必要な高齢者等に、定期的に居宅に訪問し、栄養のバランスのとれた食事の提供及び安否を確認し、日常生活を支援します。 助成額(1食あたり) 普通食200円 療養食400円 利用回数:必要に応じて2食(昼・夕)まで ただし祝日・1月2,3日は除く	<b>【相談先】</b> 丸内・芦城高齢者総合相談センター 丸内・芦城第二高齢者総合相談センター 安宅・板津高齢者総合相談センター 安宅・板津第二高齢者総合相談センター 松陽・御幸高齢者総合相談センター 国府・中海高齢者総合相談センター 松東高齢者総合相談センター 南部高齢者総合相談センター 南部第二高齢者総合相談センター
<b>安心通報システム事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯</li> <li>・重度身体障がい者(1・2級)のみの世帯</li> </ul> 上記で、突発的に生命に危険な症状が発生する持病または日常生活動作に支障がある人	緊急通報と安否確認の端末機を設置し、端末機のボタンを押すと相談センターへつながり、緊急や相談に対応します。相談センターでは24時間の電話相談受付、安否確認装置による安否確認を行います。 機器使用料:月額400円	
<b>位置情報提供サービス</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の認知症による徘徊行動がみられる高齢者を介護する同居または同一敷地内の家族及び介護者</li> </ul>	高齢者が徘徊して行方不明になることを防ぐため、小型GPS機器を貸出します。この機器を身につけた高齢者が、行方不明になった時に、位置情報を検索し情報提供することで捜索や早期保護に役立てることができます。 機器使用料:月額500円	<b>【お問い合わせ先】</b> 長寿介護課(地域包括ケア推進担当) ☎24-8168
<b>湯ったりシニアふれあい入浴事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の方(65歳の誕生日の前日から対象)</li> </ul>	浴場組合加盟の5浴場で入浴料を1回につき220円助成します。 1年度20回、いつでも利用可能です。湯ったり入浴券が必要。 希望の方は電話またはこまつ電子申請サービスで申請をしてください。 (後日、湯ったり入浴券を郵送します) 本人負担分は280円(入浴料500円)	<b>【申請先】</b> いきいき健康課、南支所、駅前行政サービスセンター  <b>【お問合せ先】</b> いきいき健康課 ☎24-8131
<b>はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・70歳以上の高齢者</li> <li>・65歳以上の身体障がい者手帳1～3級、療育手帳A・Bを所持している人</li> </ul>	1枚につき1,000円の助成券として年間最大18枚を交付 一部本人負担が有り	<b>【申請先】</b> 長寿介護課、南支所、小松駅前行政サービスセンター等 <b>【お問合せ先】</b> 長寿介護課 ☎24-8053
<b>生きがい活動支援事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の日常動作面、健康面又は軽度認知症等により在宅生活に不安のある高齢者</li> <li>・65歳以上の生活支援の必要はないが健康面での不安や高齢のため社会参加の機会のない高齢者等</li> </ul>	趣味活動、レクリエーション、軽体操等 無料(材料費等は実費) ①東部ふれあいルーム・南部ふれあいルーム ②JA小松市今江(しろやま公民館)・板津(長田町公民館)・ひがし・だいいち(白江公民館)・苗代(千木野町公民館)	<b>【お問合せ先】</b> ①社会福祉協議会 ☎22-3354 ②JA小松市 ☎23-4040

★在宅で65歳以上の方を介護されている方

サービス名	対象者	内容	申請場所
<b>家族介護支援事業</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・65歳以上の高齢者を介護している家族、近隣の援助者等</li> </ul>	交流会(情報交換会)、介護方法に関する相談・指導 介護技術の習得支援	<b>【お問合せ先】</b> 社会福祉協議会 ☎22-3354